

事業名	漁業後継者就漁促進対策事業			漁業新規就漁促進対策事業（採昆布漁業）		
	研修支援事業	資格取得支援事業	施設整備等事業	研修支援事業	資格取得支援事業	施設整備等事業
事業主体	日高中央漁業協同組合・えりも漁業協同組合			日高中央漁業協同組合・えりも漁業協同組合		
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様似町内に住む漁業後継者 ・ 町税等に未納がない者 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 様似町内に住み、採昆布漁業を営もうとする者 ・ 町税等に未納がない者 		
補助基準・対象経費	道立漁業研修所に係る 研修費、資格試験料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講料 ・ 宿泊施設使用料 ・ 食費、水道光熱費 ・ 研修経費 ・ 制服代、教材諸経費等 ・ 資格試験料 	道立漁業研修所で取得 できる資格試験と同種 の資格試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講料 ・ 資格試験料 ◆試験科目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級小型船舶操縦士 ・ 2級海上特殊無線技士 ・ 乙種・丙種第4類危険物取扱者 ・ 潜水士 ・ フォークリフト ・ 玉掛 ・ 小型移動式クレーン ・ 食品衛生責任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船（船体、機関、機器）の取得または入替費用 ・ 倉庫の新築及び増改築費 ・ 干場の取得費 ・ 昆布結束機 ・ その他漁業を営むために必要と認められるもの。ただし車両及び軽微な備品類は除く。 	①道立漁業研修所に係る研修費、資格試験料 ②漁家研修における指導料 ③研修資金（生活支援） ④借家における住宅料	道立漁業研修所で取得 できる資格試験と同種 の資格試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講料 ・ 資格試験料 ◆試験科目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級小型船舶操縦士 ・ 2級海上特殊無線技士 ・ 乙種・丙種第4類危険物取扱者 ・ 潜水士 ・ フォークリフト ・ 玉掛 ・ 小型移動式クレーン ・ 食品衛生責任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船（船体、機関、機器）の取得または入替費用 ・ 倉庫の新築及び増改築費 ・ 干場の取得費 ・ 昆布結束機 ・ その他漁業を営むために必要と認められるもの。ただし車両及び軽微な備品類は除く。
補助対象期間	親元就漁後、5年以内	親元就漁後、5年以内	親元就漁後1年を経過し、5年以内	4年以内	4年以内	漁業権取得後、5年以内
補助率・補助額	10/10、限度額なし	10/10、限度額なし	1/2以内、限度額 300万円	① 10/10、限度額なし ② 月額3万円 ③ 月額8万円 ④ 1/2以内、限度額4万円（月額）	10/10、限度額なし	1/2以内、限度額 300万円